

第 1079 回取締役会議事録抄本

日 時 2023 年 6 月 2 1 日午後 0 時 45 分開会午後 2 時 43 分閉会

場 所 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号

パレスホテル東京 宴会場「萩」

取締役総数及び出席取締役数

取 締 役 総 数 1 2 名

出席取締役数 1 2 名

議 長 取締役会長 長 澤 仁 志

議 事

議長は第 1079 回取締役会の開催に当たり、出席取締役の互選により長澤取締役を議長に選出し、議長は開会を宣言するとともに、本取締役会は、取締役 1 2 名中 1 2 名が出席しており、過半数に当たる取締役の出席を得ているので決議要件を満たしている旨を告げ、後記の議案審議に入った。

(決議事項)

第1号議案 省略

第2号議案 議長より「重要な業務執行の決定の一部委任の件」について説明があった。議長は本決議事項につき審議を求めたところ、出席取締役一同異議なく、賛成した。よって下記のとおり承認可決された

記

「重要な業務執行の決定の一部委任の件」

当社は、2023年6月21日開催の第136期定時株主総会において定款変更議案等が可決されたことにより、監査等委員会設置会社に移行した。ついては、会社法第399条の13第6項及び変更後定款第25条の定めに従い、重要な業務執行の決定の一部を取締役社長に委任する。

記

1. 目的

事業等を取り巻く環境の変化が一層大きくなる中、重要な業務執行の決定を取締役社長に委任することで意思決定を迅速化するとともに、取締役会において、中長期経営戦略、経営資源の配分、事業ポートフォリオ、サステナビリティ、重大リスクへの対処といった企業価値向上に繋がる事項を重点的に審議することで、取締役会の実効性向上を図るため。

2. 付議内容

(1) 現行の「取締役会規則」において取締役会決議事項としている重要な業務執行の決定のうち、以下の事項について取締役社長にその決定を委任する。

|   | 委任事項  | 現行規定                       |
|---|-------|----------------------------|
|   | (略)   | (略)                        |
| ⑤ | 社債の募集 | 第8条第1項<br>[法令に定める事項]<br>16 |
|   | (略)   | (略)                        |

(2) (略)

3. その他

取締役社長に委任する事項を明確にするため、前述の委任事項については「取締役会規則」、「経営会議規則」及び「取締役会付議、経営会議審議及び社長決裁基準等一覧表」に反映し、これら規則についても別途本日付で改正する。

なお、取締役社長に委任した事項については、取締役会規則等の定めに従い、その執行結果を取締役会に報告するものとする。

第3号議案 議長より「「取締役会規則」、「経営会議規則」及び「取締役会付議、経営会議審議及び社長決裁基準等一覧表」一部改正の件」について説明があった。議長は本決議事項につき審議を求めたところ、出席取締役一同異議なく、賛成した。よって下記のとおり承認可決された

記

「「取締役会規則」、「経営会議規則」及び「取締役会付議、経営会議審議及び社長決裁基準等一覧表」一部改正の件」

2023年6月21日を効力発生日として「取締役会規則」、「経営会議規則」及び「取締役会付議、経営会議審議及び社長決裁基準等一覧表」を一部改正する。

記

1. 付議事項

(1) 「取締役会規則」の一部改正

(2) 「経営会議規則」の一部改正

(3) 「取締役会付議、経営会議審議及び社長決裁基準等一覧表」の一部改正

なお、改正後の「取締役会規則」、「経営会議規則」及び「取締役会付議、経営

会議審議及び社長決裁基準等一覧表」の内容は別紙のとおり。

2. 改正理由

本日開催の第136期定時株主総会において定款変更議案等の可決により、監査等委員会設置会社に移行した。これに基づき、重要な業務執行の一部を取締役社長に委任する取締役会決議を行ったことに伴い、所要の変更を行うとともにその他の変更を行うもの。

3. 改正内容

(1) 取締役会規則

(略)

② 取締役に委任する事項を決議事項から削除する。

(略)

④ 取締役に委任する事項を取締役会報告事項とする等、報告事項を整理する。

(略)

(2) 経営会議規則

(略)

② 経営会議の審議事項を、「取締役会決議事項（法令に定める事項、定款に定める事項、その他の重要な業務に関する事項）」と、「取締役会が取締役社長に委任した重要な業務執行に関する事項」に区分し整理する。(略)

(3) 取締役会付議、経営会議審議 及び社長決裁基準等一覧表

(略)

⑤ 一般報告事項、個別報告事項を記載する別表 V. を取締役会規則の別表に移行のうえ、整理する。

(「V. 別表」 削除)

(略)

[別紙]

(1) 取締役会規則改正内容

(改正部分は下線部)

| 現行                                                                                                                                                                          | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (略)<br>第 8 条（決議事項）<br>取締役会は、以下の法令又は定款に定める事項及びその他の重要な業務に関する事項につき決議する。<br>(略)<br>〔法令に定める事項〕<br>(略)<br><u>16. 社債の募集（会社法第 362 条④五）</u><br><br>(略)<br><br>第 10 条（報告）<br><br>(新設) | (略)<br>第 8 条（決議事項）<br>取締役会は、以下の法令又は定款に定める事項及びその他の重要な業務に関する事項につき決議する。<br>(略)<br>〔法令に定める事項〕（根拠法令）<br><br>(削除)<br><br>(略)<br><br>第 10 条（報告事項）<br><u>以下の事項は、取締役会に報告しなければならない。</u><br>(略)<br><u>〔会社法第 399 条の 13⑥及び定款第 25 条に基づき取締役委任した重要な業務執行に関する事項〕</u><br><table border="1"><tr><td>⑤ 社債の募集</td></tr></table><br><br>(略) | ⑤ 社債の募集 |
| ⑤ 社債の募集                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |

「取締役会付議、経営会議審議及び社長決裁基準等一覧表」から、以下の別表を移記し、取締役会規則の別表とする。

[別表] 第10条（報告事項）に関する補足事項

| 対象項目                    | 担当               | 報告内容                                          | 報告月           |
|-------------------------|------------------|-----------------------------------------------|---------------|
| (略)                     | (略)              | (略)                                           | (略)           |
| 取締役への委任事項⑨<br>その他の報告事項⑤ | 主計グループ<br>財務グループ | ・(略)<br>・決算・財務諸表（含む注記）<br>に関わる重要事項（※）<br>・(略) | 3・5・9・<br>12月 |
| (略)                     | (略)              | (略)                                           | (略)           |

※ 重要事項には資金調達全般（短期・中長期）、社債発行実績、借入枠使用状況、有利負債残高推移及び主要資産処分（含む投資有価証券売却）等を含む。（略）

(2) 経営会議規則改正内容

(改正部分は下線部)

| 現行                                                                                     | 改正後                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| (略)                                                                                    | (略)                                                                                 |
| 第4条（審議・報告事項）<br>会議は、社長が業務執行又はその方針を決定するにあたっての社長決裁事項及び取締役会付議事項等の審議機関として、次に掲げる事項について審議する。 | 第4条（審議事項）<br>会議は、社長が業務執行又はその方針を決定するにあたっての社長決裁事項及び取締役会付議事項等の審議機関として、次に掲げる事項について審議する。 |
| (略)                                                                                    | (1) 取締役会規則第8条に定める取締役会決議事項のうち、次に掲げる事項<br>※下記の列挙事項に付された番号は取締役会規則第8条記載の番号に同じ。          |
| ②取締役会規則第8条に定める取締役会決議事項のうち、次に掲げる事項<br>※下記の列挙事項に付された番号は取締役会規則第8条記載の番号に同じ。                |                                                                                     |
| [法令に定める事項]                                                                             | [法令に定める事項] (根拠法令)                                                                   |
| (略)                                                                                    | (削除)                                                                                |
| 16. 社債の募集（会社法第362条④五）                                                                  | (2) 会社法第399条の13第6項及び定款第25条に基づき取締役に委任した重要な業務執行に関する事項                                 |
| (新設)                                                                                   | ⑤ 社債の募集                                                                             |
| (略)                                                                                    | (略)                                                                                 |

(3) 取締役会付議、経営会議審議 及び社長決裁基準等一覧表

(改正部分は下線部)

V.別表

| 現行  | 改正後  |
|-----|------|
| [略] | [削除] |

以 上

第4号議案から第13号議案まで 省略

(以下余白)

以上の議事を明確にするためここに議事録を作成し、議長及び出席取締役記名押印する。

2023 年 6 月 2 1 日

東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号

日 本 郵 船 株 式 会 社

議 長            取 締 役 会 長            長    澤    仁    志

代表取締役社長            曾    我    貴    也

代 表 取 締 役            河    野            晃

取        締        役            日    暮            豊

取        締        役            田    邊    栄    一

取締役 国谷裕子

取締役 兼原信克

取締役 監査等委員 高橋栄一

取締役 監査等委員 小杉桂子

取締役 監査等委員 中曾宏

取締役 監査等委員 桑原聡子

取締役 監査等委員 山田克己

これは第 1079 回取締役会議事録抄本である。

2023 年 6 月 21 日

東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号

日本郵船株式会社

取締役会長 長澤仁志

